

学校法人聖路加国際大学理事会委任規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖路加国際大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)第16条に基づき、学校法人聖路加国際大学(以下「法人」という。)における業務の円滑な運営を図るため、他の法令等に別段の定めがある場合を除くほか、法人の理事会及び理事長並びに大学の学長等が担当する業務の範囲等について定め、それぞれの職務上の権限を明らかにすることを目的とする。

(理事会が行う業務)

第2条 理事会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任(寄附行為第6条第1項第1号及び第2号の理事を除く。)並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事長の選任
- (3) 学長任用規程により学長として選出された者の承認及び解任
- (4) 院長任用規程により院長として選出された者の承認及び解任
- (5) 各年度の予算の承認その他財政に関する業務のうち特に重要なもの
- (6) 借入金(一会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)並びに重要な資産の取得及び処分に関する業務
- (7) 各年度の決算の承認
- (8) 寄附行為の変更
- (9) 法人の合併及び解散
- (10) 収益事業に関する業務のうち特に重要なもの
- (11) 専任の教員及び一般職員(以下「教職員」という。)の就業条件の設定に関する業務のうち特に重要なもの
- (12) 大学の教育研究組織の設置廃止、学生定員の変更等に関する業務のうち特に重要なもの
- (13) 規則等の制定改廃に関する業務のうち特に重要なもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか法人及び大学の運営に関する基本方針

2 理事会は、前項各号の業務遂行にあたりその方針および原案等の策定、および理事会決議事項の執行、ならびにその他理事会の議決を要しない常務に関する事項について、常任理事会において審議、決裁を委任することができる。

3 常任理事会の詳細は別に定める。

(理事が行う業務)

第3条 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

(理事長が行う業務)

第4条 理事長は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の任免に関する業務のうち重要なもの
- (2) 給与原則の決定、服務基準の設定その他教職員の人事に関する業務のうち重要なもの
- (3) 規則等の制定改廃に関する業務のうち重要なもの
- (4) 各年度の予算の執行及び経理に関する業務のうち重要なもの
- (5) 資金・資産の管理に関する業務のうち重要なもの
- (6) 借入金（第2条第6号に定めるものを除く。）に関する業務のうち重要なもの
- (7) 施設・設備等の維持管理に関する業務のうち重要なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか法人及び大学の運営に関する重要な業務（第2条各号に掲げるものを除く。）
- (9) 理事会で承認した学長の任命

（常務理事が行う業務）

第5条 常務理事は、法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、寄附行為第13条に基づき、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

- 2 常務理事は理事長が行う業務の補佐をするとともに、前条各号に掲げるもののうち理事会の承認を受けた職務を行うことができる。

（学長が行う業務）

第6条 学長は、聖路加国際大学の校務をつかさどり、教職員を統括する。

（法人事務局長が行う業務）

第7条 法人事務局長は、法人事務局を統括する。

（聖路加国際病院院長が行う業務）

第8条 聖路加国際病院院長（以下「院長」という。）は、聖路加国際病院の管理運営を所管し、病院職員を統括する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は平成10年4月1日から施行する
2. 改定：2013年2月27日（規程名称、第4条・学長が行う業務）
3. 改定：2014年4月1日（全面改定）
4. 改定：2015年2月27日（第6条・学長が行う業務）
5. 改定：2015年5月27日（第2条・理事会が行う業務）
6. 改定：2015年9月30日（第1条・目的、第2条・理事会が行う業務）